

第1861号
令和7年5月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例 1

(刑事)

- 刑訴法227条1項に基づく第1回公判期日前の証人尋問を実施することに対する特別抗告の許否（消極）

(令和7年(し)第152号・令和7年3月31日 第二小法廷決定棄却)

- 航空法150条5号の4、73条の4第5項、航空法施行規則164条の16第3号の規定について、処罰対象となる行為の決定を私人である機長に委任しているから憲法31条、73条6号に違反するとの主張が、欠前提處理された事例

(令和5年(あ)第1434号・令和7年4月8日 第三小法廷決定棄却)

◎最高裁判所裁判例要旨 3

(民事)

- 1 千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例（昭和49年千葉県条例第55号）の議員定数配分規定の適法性

- 2 千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例（昭和49年千葉県条例第55号）の議員定数配分規定の合憲性

(令和5年(行ツ)第404号、同年(行ヒ)第448号・令和7年1月28日 第三小法廷判決棄却)

◎記事 4

- 広報テーマ（6月分）
- 叙位・叙勲（2月分、死亡者のみ）
- 人事異動（4月2日～4月11日）



裁判例

刑事

◎ 刑訴法227条1項に基づく第1回公判期日前の証人尋問を実施することに対する特別抗告の許否（消極）

件名 刑訴法227条1項に基づく第1回公判期日前の証人尋問に対する特別抗告事件

最高裁判所令和7年（し）第152号
令和7年3月31日 第二小法廷決定棄却

申立人 甲
原審 高松地方裁判所

主文

本件抗告を棄却する。

理由

刑訴法227条1項に基づく第1回公判期日前の証人尋問を実施することに対する特別抗告をすることはできないと解されるから、本件抗告の申立ては不適法である。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明）

◎航空法150条5号の4、73条の4第5項、航空法施行規則164条の16第3号の規定について、処罰対象となる行為の決定を私人である機長に委任しているから憲法31条、73条6号に違反するとの主張が、欠前提処理された事例

件名 威力業務妨害、暴行、航空法違反、公務執行妨害、器物損壊被告事件

最高裁判所令和5年(あ)第1434号
令和7年4月8日 第三小法廷決定棄却

被告人 甲
原審 大阪高等裁判所

主 文
本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山本衛及び被告人本人の各上告趣意のうち、航空法150条5号の4、73条の4第5項、航空法施行規則164条の16第3号に關し、処罰対象となる行為の決定を私人である機長に委任しているとして憲法31条、73条6号違反をいう点は、航空法150条5号の4、73条の4第5項、航空法施行規則164条の16は、同法73条の3の禁止する行為のうち、機長が反復し、又は継続してはならない旨の命令をすることができ、当該命令に違反したときに処罰対象となるものを具体的に規定しており、処罰対象となる行為の決定を機長に委任したものとはいえないから、前提を欠き、航空法施行規則164条の16第3号の文言が不明確であるとして憲法31条違反をいう点は、同文言が不明確であるとはいえないから、前提を欠き、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。
(裁判長裁判官 石兼公博 裁判官 宇賀克也 裁判官
林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 平木正洋)

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 1 千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例（昭和49年千葉県条例第55号）の議員定数配分規定の適法性
- 2 千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例（昭和49年千葉県条例第55号）の議員定数配分規定の合憲性

|| 令和5年（行ツ）第404号
|| 令和5年（行ヒ）第448号
|| 令7・1・28三小判 棄却
|| 裁判集民272号本誌1856号

- 1 千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例（昭和49年千葉県条例第55号）の議員定数配分規定は、令和5年4月9日に行われた千葉県議会議員一般選挙当時、公職選挙法15条8項に違反していたものとはいえない。
- 2 千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例（昭和49年千葉県条例第55号）の議員定数配分規定は、令和5年4月9日に行われた千葉県議会議員一般選挙当時、憲法14条1項に違反していたものとはいえない。

（1、2につき補足意見及び反対意見がある。）



東京高等裁判所判事	
名古屋地方裁判所長	入江 猛
名古屋地方裁判所長	
東京高等裁判所判事	筒井健夫
東京高等裁判所判事	
大阪高等裁判所判事	三木素子
大阪高等裁判所判事	
高松地方裁判所長	谷口安史
高松地方裁判所長	
司法研修所教官	下津健司
司法研修所教官	
東京地方裁判所判事	坂田威一郎
東京地方裁判所判事	
東京高等裁判所判事	大川隆男
定年退官	
札幌簡易裁判所判事	竹田喜明
任期終了退官	
大分地方・家庭裁判所判事	府内 覚

(以上4月11日)



(別紙)

叙 位 ・ 叙 級 (令和 7 年 2 月、死亡者のみ)

元名古屋地方裁判所刑事首席書記官	藤 間 幹 夫	2. 1	従五位
元広島簡易裁判所判事	松 田 郁 夫	2. 9	従四位
都城簡易裁判所判事	橋 口 幸 司	2. 9	正五位 瑞小
元日本弁護士連合会常務理事	森 泉 邦 夫	2. 11	従五位 旭小
元東京地方裁判所主任書記官	鈴 木 昭 夫	2. 15	従五位 瑞双
元高知地方裁判所民事首席書記官	上 村 澄 雄	2. 26	正五位 瑞双